

令和5年11月28日

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

「令和6年度 プラスチック製容器包装及び分別収集物再商品化製品（材料リサイクル）の品質測定業務」に関する仕様書

### 1. 件名

「令和6年度 プラスチック製容器包装及び分別収集物再商品化製品（材料リサイクル）の品質測定業務」

### 2. 業務目的

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、容器包装リサイクル法という）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づく再商品化事業の履行にあたり、協会では市町村より申し込みのあった分別基準適合物及び分別収集物の再商品化委託先を入札により選定している。協会では、選定された材料リサイクル事業者の再商品化製品を採取し、年2～3回程度の頻度で品質測定を実施している。

令和6年度に再商品化業務を遂行する材料リサイクル事業者で生産される再商品化製品の品質確認（登録基準遵守状況確認）と総合的評価のための品質測定を目的とする。

### 3. 業務委託先の要件

本業務は、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づく指定法人の再商品化事業に係る公共性の高い業務を請け負うことから、委託先の事業者には中立性を有し、高い倫理水準により経営が行われていることが求められるため、以下の4要件を満たすことを業務委託先の要件とする。

- ① 容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に関係の深い再商品化事業者や再商品化製品利用事業者など特定の企業・団体と資本上や取引上等で密接な関係を有していないこと。

- ② 委託業務に係る重大な法令違反や企業倫理に反する行為が過去1年以内に無いこと。
- ③ 反社会的勢力等に該当しないことに関して、年度ごとに協会が定める表明確約書を提出できること。
- ④ 個人情報保護に関し、協会が定める誓約書（契約時）を提出できること。

#### 4. 品質測定対象製品及び測定項目

##### 1) 対象製品

品質測定の対象は、協会が再生処理を委託した材料リサイクル事業者の再商品化製品で、製品種類は下記の3種類である。

- ① PE・PP混合品、② PE、③ PP

製品の形状は下記3種類のいずれかである。

- ① ペレット、② 減容品、③ フレーク・フラフ（破砕品）

##### 2) 測定項目、測定内容

各測定項目の対象製品及び測定内容は以下の通りである。

測定項目	対象製品	測定内容	資料 (*)
塩素分	全製品	再商品化製品中のトータル塩素量	5-66 6-42
主成分	全製品	再商品化製品の溶媒不溶分量	5-67 6-43
純度	PE、PP 製品	単一素材製品（PE または PP）の純度、 NMR により測定	5-68 6-44

\* 「令和6年度プラスチック製容器包装及び分別収集物再生処理ガイドライン」の記載頁を示す。上記ガイドラインは、協会ホームページに掲載している

HOME≫協会のリサイクル事業≫説明会資料≫再生処理事業者登録説明会資料≫令和6年度≫プラスチック製容器包装 参考資料 5.6

##### 3) 試料の前処理等

プラスチック廃棄物より製造する再商品化製品は不均一であるため、分析に使用する試料の前処理が重要である。フレーク・フラフや減容品は外観からして既

に不均一であるが、ペレットであっても混練が不十分な製品が多く十分な注意が必要である。

協会より提示する「品質測定用試料の扱い方」に従って対応すること。

4) 品質測定委託予定サンプル数 (目安)

<令和5年4月1日～令和6年3月31日 {含計画} からの推定>

製品種類	製品形状	サンプル数
PE・PP 混合品	ペレット	5 5
	減容品	2 5
	フレク・フラフ	5
PE 単体または PP 単体	ペレット	7 0
	減容品	2 0
	フレク・フラフ	5
合計		1 8 0

※事業者の稼働状況等によりサンプル数は若干増減する

※上記表のサンプル数は分別収集物由来サンプルも含む

5) 測定依頼、結果報告、支払の手順

依頼方法 : 毎月当協会が採取した試料をまとめて月末に貴社分析試験依頼票にて測定を依頼する (試料数は毎月 25 前後)

分析結果報告 : 翌月に結果報告 (納期 3 週間) すること。但し、試料数が 25 点より大幅に多い場合は別途協議

分析費用 : 毎月の依頼毎に、結果報告に対し支払を行う。

以上